

前橋市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について（議案第97号）

職員課

1 制定の理由

市長及び総務部を所管する副市長の給料の特例を定める。

2 内容

令和3年10月1日から同年12月31日までの間における市長及び総務部を所管する副市長（同年4月7日においてこれらの職にあったものに限る。）の給料の額を次のとおり減額する。

区 分	現行（月額）	特例（月額）	差額（減額率）
市 長	1,125,000円	956,250円	△168,750円(15%)
副 市 長 （ 総 務 部 所 管 ）	900,000円	810,000円	△90,000円(10%)

3 施行期日

令和3年10月1日